

環境の保全と創造に関する条例（県条例）に基づく 解体工事等の届出について（特定工作物解体等工事实施届）

尼崎市 環境保全課 [R7.4.1]

環境の保全と創造に関する条例（県条例）に基づき、以下の解体工事等を行う際は「特定工作物解体等工事实施届」を提出する必要があります。（県条例 第57条）

- (1) 石綿の有無に関わらず、解体する部分の床面積の合計が1000㎡以上である建築物の解体工事
- (2) 石綿含有材料が使用され、かつ解体する部分の床面積の合計が80㎡以上である建築物の解体工事
- (3) 特定石綿含有材料（レベル1,2建材）が使用されている建築物その他の工作物（建築物等）の解体・改修工事（面積要件なし）

注）大気汚染防止法（大防法）と重複する作業について法律の届出をした場合は、条例の届出は不要です。
配管保温材の除去等で、石綿含有材料に直接触れず石綿粉じんが飛散するおそれがない場合は、大気汚染防止法に基づく届出は不要ですが、兵庫県条例に基づく「特定工作物解体等工事实施届」の届出は必要です。

【石綿含有建材の種類及び工事内容ごとの届出について】

建材の種類	飛散性石綿含有材料（レベル1,2建材）		非飛散性石綿含有材料（レベル3建材）		石綿含有建材なし
	石綿含有吹付け材	石綿含有保温材等	石綿含有成形板等	石綿含有仕上塗材	
石綿含有建材の例	(例) 吹付け石綿 石綿含有 吹付けロックウール 石綿含有 吹付け パーミキュライト 石綿含有 吹付けパーライト	(例) 耐火被覆材 断熱材 保温材 けい酸カルシウム 板第2種	(例) スレートボード、石膏ボード、窯業系サイディング、ソフト巾木、ビニール床タイル、 けい酸カルシウム板第1種、 ジョイントシート、 パッキン、紡織品	(例) 建築用仕上塗材 建築用下地調整塗材	
届出対象の工事の種類	建築物等の解体・改修 （面積要件なし）		延床面積 80 ㎡以上 の建築物の解体		延床面積 1000 ㎡以上の 建築物の解体
					
届出					
	特定粉じん排出作業等 実施届 （大防法）		特定工作物解体等工事实施届 （県条例）		

※建材において、石綿の有無が明らかでなく分析を行わない場合は、石綿含有材料とみなして届出及び除去作業を行ってください。

※大防法又は県条例の届出が不要の工事であっても、大防法に基づく事前調査や作業基準の遵守は必要です。

<届出について>

- 1 届出義務者 特定工作物解体等工事を施工しようとする者（元請業者または自主施工者）
- 2 提出時期 工事の開始日の7日前まで（届出日と開始日は除きます。）

※工事の開始日は全体工期の初日です。石綿除去を始める日ではありません。

【例】4月9日に工事を開始する場合は4月1日までに届出を完了してください。

4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9
届出日	7	6	5	4	3	2	1	開始日

- 3 提出部数 2部（1部は受付時に収受印を押し、控えとして返却します。）
- 4 提出書類

- (1) 届出書 特定工作物解体等工事実施届（様式第14号）（記入例1）

※用紙は環境保全課にあります。

尼崎市のホームページからもダウンロード可能です。→→→→



- (2) 添付書類

- ① 現場付近の見取図（地図） 住宅地図、道路地図等を複写し、現場を着色してください。

（平面図の例）

- ② 建築物その他の工作物の配置図・外観写真

建築物等の外形と配置がわかる平面図で、かつ防じんシートの養生予定（範囲・高さ）を図面に書き加えてください。

また、建築物等の外観写真も添付してください。



- ③ 解体工事の全体工程表（記入例2）

石綿含有材料の撤去期間を含め、作業工程の流れがわかるように記入してください。

（様式は任意）

- ④ 標識「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」（記入例3）

工事現場では、A3サイズ（42.0cm×29.7cm）以上の大きさと、工事期間中（工事の開始日から終わりまで）は公衆の見えやすい場所に掲示してください。看板の下地は工事の種類ごとに以下のとおり定められています。

- ・飛散性石綿（Lv1,2 建材）の除去工事の場合：黄色
- ・非飛散性石綿（Lv3）及び石綿含有建材無しの場合：白色

- ⑤ 事前調査結果（石綿の有無）の根拠資料

分析結果（速報ではなく本書の写し）や設計図書の写し等、石綿「無し」または「有り」の根拠資料を提出してください。

注）「石綿含有とみなして」工事を行う場合は提出不要。

- ⑥ 作業計画書（記入例4）

石綿含有建材の除去等作業を行う際は、事前調査の結果を踏まえ作業の方法や作業工程等について作業計画を作成し、現場に備え付けてください。（大防法施行規則第16条の4）

⑦ 石綿含有建材の除去方法（フロー図）（記入例 5）

除去作業の実施内容について、フロー図等に明記し、作業基準の遵守状況がわかるようにしてください。国が作成している「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に記載されている建材ごとの作業手順（フロー図）の添付も可。

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び
石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

→→→→→



《 配管保温材等を非石綿部で切断して除去する場合は、下記も提出ください。 》

⑧ 配管保温材等の場所が分かる配置図

配管保温材等の使用箇所数も記載してください。

5 石綿の事前調査について

(1) 資格者等による事前調査について

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際^{※1}は、資格者等による事前調査^{※2}の実施が義務付けられています。（大防法第 18 条の 15）

《 必要な知識を有する者 》（大防法施行規則第 16 条の 5）

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）
- ④ 令和 5 年 9 月 30 日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者

- ※1 解体工事のほか、建築物の模様替え・修繕等の改修工事、建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれます。
- ※2 石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行う or 石綿含有建材とみなすことになります。

(2) 事前調査結果の報告について

一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を元請業者等が都道府県等に報告しなければなりません。（大防法第 18 条の 15 第 6 項、大防法施行規則第 16 条の 11）

《 報告が必要な工事 》

- ① 建築物の解体で延床面積 80 ㎡以上の工事
- ② 建築物の改修で請負代金合計 100 万円以上の工事
- ③ 工作物（環境省告示第 77 号で指定するもの）の解体・改修で請負代金合計 100 万円以上の工事

事前調査結果の報告は原則として、石綿事前調査結果報告システム

（<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>）で行ってください。→→→→→



特定工作物解体等工事実施届

令和〇〇年〇月〇〇日

尼 崎 市 長 様

実際に実施届を提出する年月日を記入

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〇〇〇市 〇〇〇〇町 〇〇-〇〇

元請業者が届出

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

(株)〇〇〇〇 建設

代表取締役 〇〇〇 〇〇〇

担当者氏名 〇〇〇 〇〇〇

電話 (〇〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

特定工作物解体等工事の名称	〇〇〇邸解体工事	
特定工作物解体等工事に係る工作物の種類	用 途	住居用
	構造・階数	木造・2階建
特定工作物解体等工事の種類	(2) 石綿含有材料を使用する部分を含む建築物等の解体の工事 その他（	
建築物にあっては、解体する部分の床面積の合計	126 m ²	飛散性石綿（配管保温材等）が無い場合
特定石綿含有材料の使用の有無	無	地番ではなく、住居表示で記入
特定工作物解体等工事の場所	尼崎市〇〇〇町〇〇〇-〇〇〇	
特定工作物解体等工事の実施期間	自 〇〇 年 〇 月 〇〇 日 至 〇〇 年 〇 月 〇〇 日	〇〇 日間 工事開始日と工事完了日を記入
粉じんの処理又は飛散防止の方法	別紙のとおり	
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	〇〇〇 〇〇〇 尼崎市〇〇〇町〇〇〇-〇〇〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇	
下請負人が工事を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	〇〇〇株式会社 〇〇市〇〇〇町〇〇〇-〇〇〇 代表取締役〇〇〇 〇〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇	
備 考		

注 「特定工作物解体等工事の種類」の欄は、次の種類の別を記入してください。

- (1) 石綿含有材料を使用しない建築物の解体の工事
(2) 石綿含有材料を使用する部分を含む建築物等の解体の工事
(3) 特定石綿含有材料を使用する部分を含む建築物等の改修の工事

届出者（元請業者または自主施工者）が解体工事を実施する場合は空白

別 紙

すべての粉じんにかかる共通事項	防じんシート等の設置方法		外部本足場に防じんシートを設置		
	散水等の方法		敷地内配水管より取水し散水を実施		
石綿粉じんに係る事項	特定石綿含有材料の処理方法		除去・封じ込め・囲い込み (使用面積 m^2 使用部分 別添図面のとおりに)		
	散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、排水の処理方法		「石綿を含む排出水はない」、「ろ過処理する」など		
	施工区画の隔離方法		 特定石綿含有材料（吹付け石綿、石綿保温材、けいそう土保温材など）が使用されている場合は、「×」とした部分も記載 		
	隔離した施工区画の換気方法	施工区画の容積			$\text{m}^2 \times \text{高さ} \text{ m} = \text{m}^3$
		換気装置の換気能力			$\text{m}^3/\text{時} \times \text{台} = \text{m}^3/\text{時}$
		1時間当たりの換気回数			$\text{換気能力} \div \text{施工区画の容積} = \text{回}/\text{時}$
		換気装置の設置場所			別添図面のとおりに
	隔離した施工区画の集じん方法	集じん機の種類・型式			
		集じん機の効率			
	清掃の方法		工事後石綿含有材料が残らないように現場清掃を行う。		
標 識		別添のとおりに			
・非飛散性石綿含有材料を使用する建築物の解体時において、現場でやむなく切断・破碎する場合は、理由とその処理方法を記入 ・車両へ積み込む際の方法を記入		・近隣住民への、事前周知に努める。 ・非飛散性石綿含有材料（又はその疑いのあるもの）は、割らずに原形のまま手作業により解体する。 ・石綿スレート固定金具が腐食していたため、取り外しのため、湿潤化し最小限の切断を行う。 ・車両積み込み時は、石綿を含まない廃棄物と分別し、飛散しないようシート掛けを行う。			
その他					

注 この届出各欄に定めるもののほか、付近の地図、建築物その他の工作物の配置図（解体又は改修の工事を行う部分の位置を記入したもの）及び外観写真、工事の工程表、標識を添付してください。

	○ 月																															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
資材・機材の搬入	■																															
足場・シート囲い等の設置			■																													
石綿含有材料の除去 (成形板等)							■																									
石綿含有材料の除去 (仕上塗材)																																
重機併用の解体													■																			
廃棄物の搬出																			■													
シート囲い等の撤去																			■													
整地・完了																				■												

	月																															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
資材・機材の搬入																																
足場・シート囲い等の設置																																
石綿含有材料の除去 （成形板等）																																
石綿含有材料の除去 （仕上塗材）																																
重機併用の解体																																
廃棄物の搬出																																
シート囲い等の撤去																																
整地・完了																																

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

- ☒ 石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。
 また、
☐ 労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出を行っております。
☐ 大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。
☒ 環境の保全と創造に関する条例第57条の規定による作業の届出を行っております。
☐ 上記の届出対象工事ではありません。

記入例 3

工事現場ではA3以上の大きさで
飛散性は黄色、その他は白色で掲示

石綿障害予防規則、大気汚染防止法及び環境の保全と創造に関する条例の規定に基づき、適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の実施について、以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称(工事名称): ○○○○解体工事			
届出先及び 届出年月日	兵庫県 労働基準監督署 兵庫県 尼崎市	令和 4年 ○月 ○日 令和 4年 ○月 ○日	調査終了年月日 看板表示日
		令和 4年 ○月 ○日	令和 4年 ○月 ○日
解体等工事期間		令和 4年 ○月 ○日 ~ 令和 4年 ○月 ○日	
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間		令和 4年 ○月 ○日 ~ 令和 4年 ○月 ○日	
【調査方法】 ☐ 書面調査(設計図書等) ☒ 分析による調査 ☒ 現場での目視調査 ☐ その他(確認方法:) 【調査箇所】 ☒ 建築物全体(1 階~ 3 階) ☐ 改修箇所() ☐ その他()			
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠) ☐ この建物には石綿含有建材はありませんでした。(特定工事に該当しません) ☒ 次の箇所に石綿含有建材がありました。 ※分析せず石綿含有建材として取り扱う場合は「みなし」 屋根: カラーベスト、みなし 台所床: Pタイル、みなし 外壁: 仕上塗材、クリノタイル ☒ 次の箇所の建材は石綿が含まれていませんでした。 ※判断根拠の○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 天井: フレキシブルボード④			
石綿含有建材の処理方法		除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他	
特定粉じんの排出 又は飛散の抑制方法		☒ 原形のまま手ばらし、湿潤措置、防じんシートによる隔離 ☒ 撤去された石綿含有建材の車両への積み込み時に、他の廃棄物と分別し、シート掛け等を行う。 ☒ その他(以下のとおり) (例)・剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。	
		(例)湿潤剤: ○○○○、剥離剤: ○○○○ (例)養生用シート(厚さ: ○mm) ・ 接着テープ 等	
使用する資材 及びその種類			
備考: その他の条例等の届出年月日			

発注者 (石綿無しかつ1000㎡未満の場合は記載不要)

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)、住所

○○不動産㈱

代表取締役社長 ○○ ○○

兵庫県尼崎市○○○○

元請業者又は自主施工者(工事の施工者かつ調査者)

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)、住所

○○建設株式会社

代表取締役社長 ○○ ○○

兵庫県尼崎市○○○○

現場責任者氏名 ○○○○

連絡場所 TEL ××-×××-××××

石綿作業主任者 △△△△

調査を行った者(分析等の実施者)

氏名又は名称及び住所

・事前調査・試料採取を実施した者

特定建築物石綿含有建材調査者

○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○

登録番号 ○○○○○

兵庫県尼崎市○○○○

・分析を実施した者

○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○

登録番号 ○○○○○

兵庫県○○市○○○○

その他の事項

調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下に判断根拠を表す

①目視 ②設計図書等 ③分析 ④材料製造者による証明

⑤材料の製造年月日

特定粉じん排出等作業計画書

特定工事の名称	〇〇〇邸解体工事		
特定工事の場所	尼崎市〇〇〇町〇〇〇-〇〇〇		
構造	☒ 木造, ☐ 軽量鉄骨, ☐ 鉄骨, ☐ 鉄骨・鉄筋コンクリート, ☐ 鉄筋コンクリート, ☐ コンクリートブロック, ☐ その他 ()		
建築年	明治・大正・ 昭和 ・平成 45 年	延べ床面積	126 m ²
石綿有無の事前調査	☐ 設計図書等による確認 ☒ 目視調査による確認 ☒ 分析調査による確認		
飛散性	有	☐ 吹付け石綿 ☐ 保温材 ☐ 断熱材 ☐ 耐火被覆材 ☐ その他 ()	
石綿含有建材の有無	無	(名称: , 使用部位:)	
非飛散性 石綿含有建材の有無	有	外装材	☒ 屋根材 <u>〇〇</u> m ² (名称: カラーベスト) ☒ 外壁材 <u>△△</u> m ² (名称: 仕上塗材) ☐ 軒天材 _____ m ² (名称:) ☐ その他 _____ m ² (名称:) ☐ 塗材 (塗材層の名称: , 使用部位:) 外装材の合計 ★★★ m ²
		内装材	☐ 壁材 _____ m ² ☐ 台所 (名称: , _____ m ²) ☐ 浴室 (名称: , _____ m ²) ☐ トイレ (名称: , _____ m ²) ☐ 廊下 (名称: , _____ m ²) ☐ その他 (使用部位: 名称: , _____ m ²) ☐ 天井材 _____ m ² ☐ 台所 (名称: , _____ m ²) ☐ 浴室 (名称: , _____ m ²) ☐ トイレ (名称: , _____ m ²) ☐ 廊下 (名称: , _____ m ²) ☐ その他 (使用部位: 名称: , _____ m ²) ☒ 床 材 <u>□□</u> m ² (名称: Pタイル) ☐ その他 (使用部位: 名称: , _____ m ²) 内装材の合計 ☆☆☆ m ²
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業 (次項及び5の項を除く) 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業 (かき落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの) (5の項を除く) ☒ 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業 (5の項を除く) ☒ 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業 (1から3の項、次項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物等の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙 フロー図のとおり		

4.11.3 石綿含有成形板等の除去作業手順

石綿含有成形板等を原形のまま取り外して除去する場合の作業手順を図 4.11.1 に示す。

また、飛散性が比較的高い石綿含有成形板（けい酸カルシウム板第 1 種）を切断等により除去する場合の作業手順を図 4.11.2 に、その他の石綿含有成形板等を切断等により除去する場合の作業手順を図 4.11.3 に示す。

なお、都道府県等や労働監督基準監督署への届出等も含めた全体の流れは 4.3.3 を参照すること。

○石綿含有成形板等（けい酸カルシウム板第 1 種を含む）を原形のまま取り外して除去する場合の作業手順

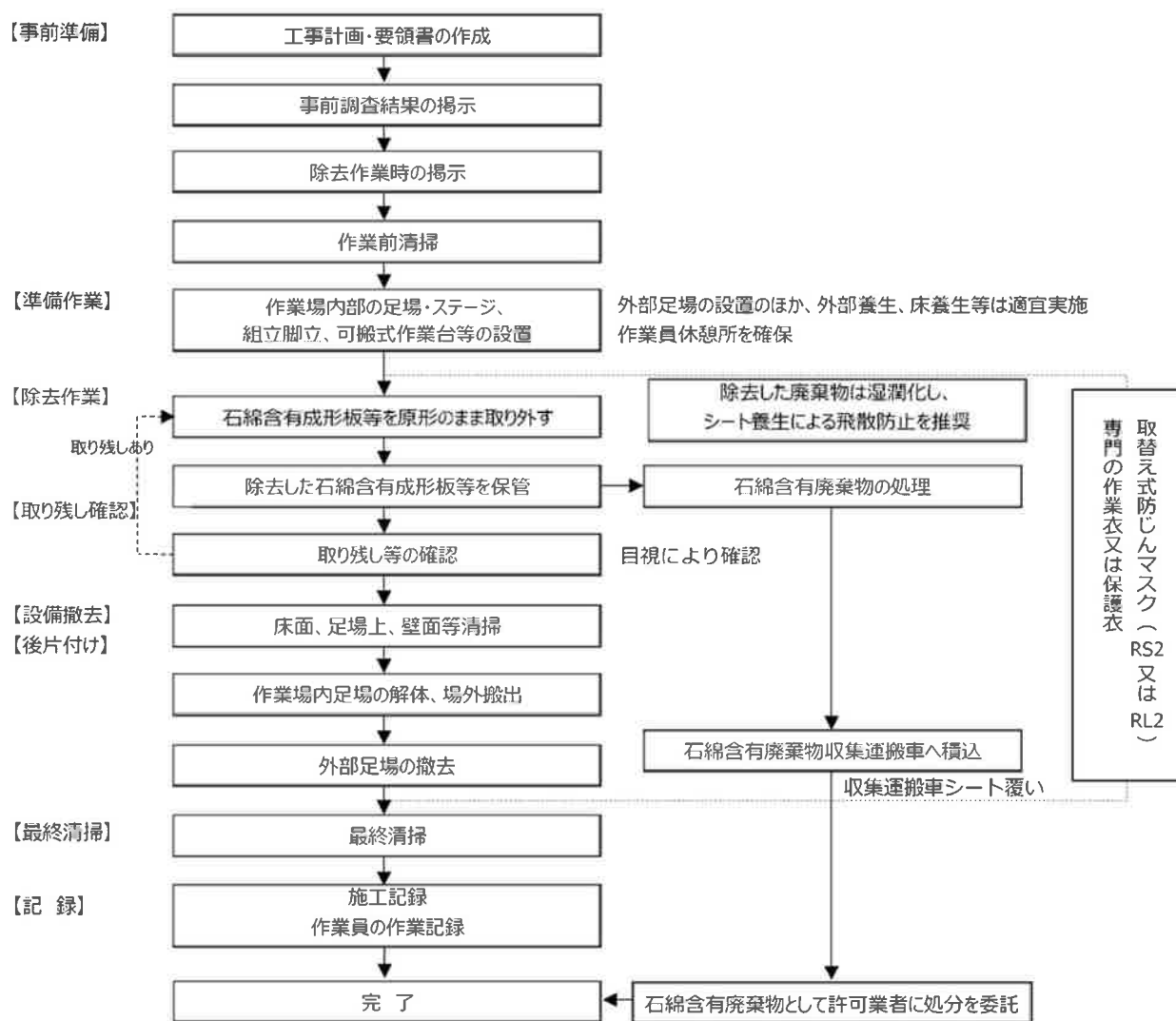
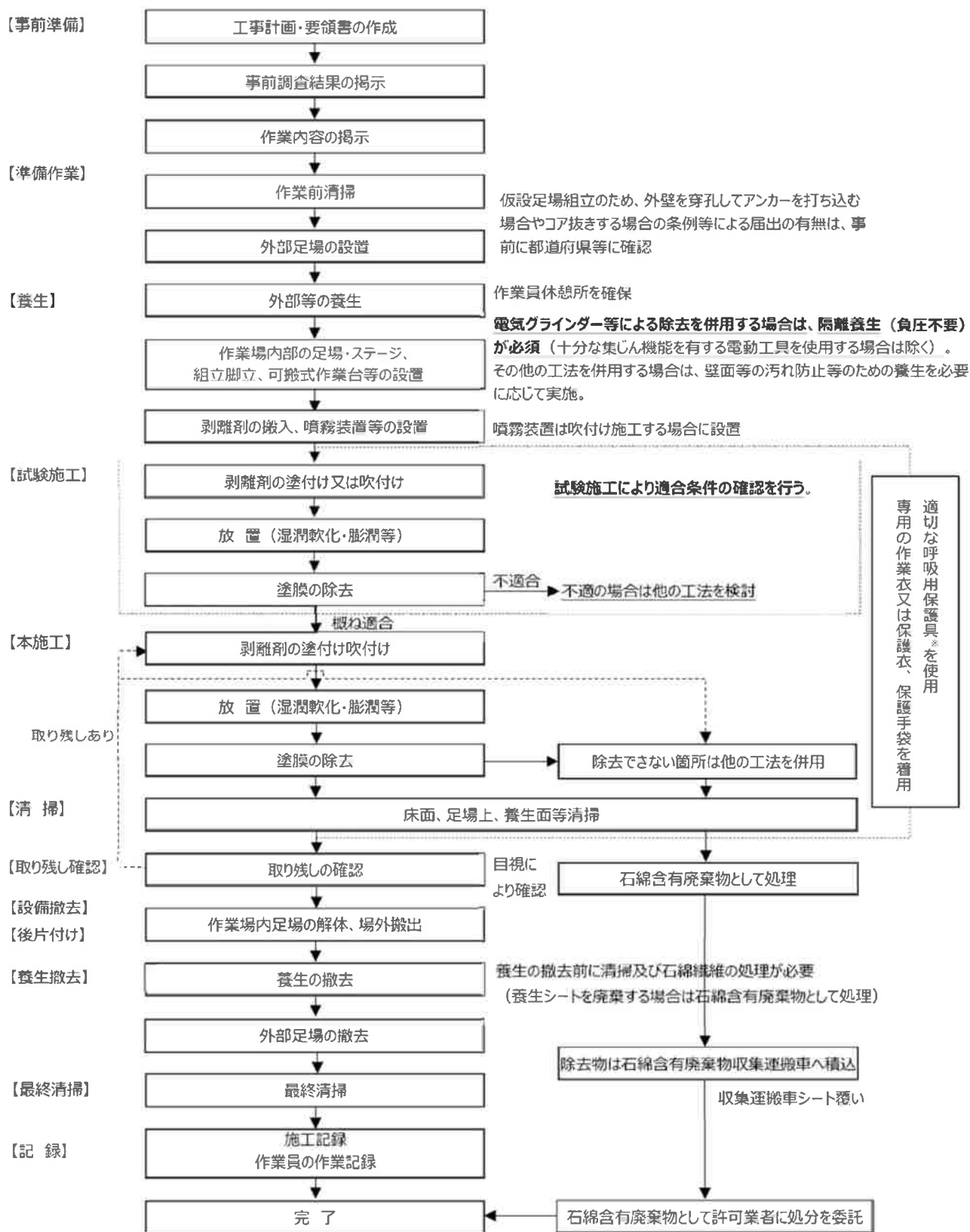


図4.11.1 石綿含有成形板等（けい酸カルシウム板第1種を含む）
を原形のまま取り外して除去する場合の作業手順

○剥離剤を用いる工法の作業手順



※剥離剤に含まれる溶剤による中毒を防ぐため、SDS(安全データシート)に記載されている事項を遵守すること。剥離剤の吹付け作業では、防毒マスクの吸収缶が短時間で破過した事例があるため、送気マスクを使用する。塗膜の除去時は送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを着用する。なお、剥離剤の吹付け作業と、剥離剤を吹付けた後の塗膜のかき落とし作業を近接した場所で行うことは避ける。

図4.12.4 剥離剤を用いる工法の手順

問い合わせ先

尼崎市 経済環境局環境部 環境保全課 交通公害・騒音振動担当

〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1（尼崎市役所 本庁舎中館9階）

TEL 06-6489-6305 FAX 06-6489-6300

メールアドレス ama-kogai@city.amagasaki.hyogo.jp

（届出用紙、事前調査、作業基準等の詳細は尼崎市ホームページを参照）

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/asbestos/index.html>



【その他、関係法令と窓口（連絡先）】

- ・労働安全衛生法 尼崎労働基準監督署（尼崎市東難波町4-18-36 尼崎地方合同庁舎1階）
TEL 06-6481-1541
- ・建設リサイクル法 尼崎市 建築指導課（尼崎市役所 本庁舎北館5階）
TEL 06-6489-6650
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 尼崎市 産業廃棄物対策担当（尼崎市役所 本庁舎中館9階）
TEL 06-6489-6310